

脱炭素経営体制構築コンサルティング 募集要項

1 目的

中小企業等では、脱炭素化の取組を進めるに当たり、大企業と比べ脱炭素経営に関する経営資源不足や情報不足が課題となっております。

このため、脱炭素経営体制構築コンサルティングにより、中小企業等の脱炭素経営における取組の課題や支援のニーズ等に関する現状を確認した上で、継続的な脱炭素経営を実施していくための社内体制の構築や方針の策定、CO₂削減対策等を支援します。

また、本事業で得られた成果を基にハンドブックを作成します。なお、愛知県は、2023年11月に県内金融機関や経済団体、行政機関等による「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を設立し、現在60機関（2025年6月1日現在）が連携して、地域ぐるみで中小企業等の脱炭素経営を支援しています。本プラットフォーム等を通じて、作成したハンドブックを活用し、他の中小企業等への脱炭素経営体制構築のノウハウの横展開を図ります。

本事業を通じて、中小企業等の脱炭素化に向けた取組を推進します。

2 募集概要

（1）募集期間

2025年6月16日（月）から2025年7月18日（金）まで

（2）募集対象

愛知県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等※

※ 中小企業庁による「中小企業・小規模事業者の定義」に基づく中小企業等

（URL）<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

（3）募集者数

1社

（4）コンサルティングの費用

無料

（5）支援内容

本事業では、中小企業等に対し、次のア～ウの内容について、愛知県が委託する一般社団法人中部産業連盟が支援を行います。

なお、支援の方法はアドバイザーの派遣による個別支援とし、中小企業等の事務所等への訪問やオンライン打合せ等（全5～6回程度を想定）により実施します。また、必要に応じて、メールや電話等によるフォローも実施します。

ア コンサルティング支援計画の作成

専門技術者が中小企業等の事業所を訪問し、事業概要、現在の社内体制や抱えている課題や支援ニーズ等の現状把握調査を行い、支援計画を作成します。

イ コンサルティング支援の実施

アの支援計画に基づき、脱炭素経営に係る社内体制の構築、CO₂排出量の算定・分析、CO₂排出量削減計画の策定等のコンサルティングを実施します。

ウ コンサルティング支援結果報告会の実施

コンサルティングの各段階で抽出された課題に対する改善方法の検討や社内体制構築のフィードバック等、中小企業等へコンサルティング支援結果に係る報告会を実施します。

3 応募手続

(1) 応募方法

本募集要項の内容を確認のうえ、応募申請書に必要事項を記入し、「(2) 提出・問合せ先」へ電子メールにより提出してください。(メールの件名を「脱炭素経営コンサルティング申込」としてください。)

なお、送信後は必ず以下の提出先に電話し、受信確認をお願いします。

(2) 提出・問合せ先

愛知県環境局地球温暖化対策課 計画推進グループ

電話：052-954-6242

電子メール：ondanka@pref.aichi.lg.jp

4 採択方法・採択結果

応募条件を満たしている企業等を対象に、本事業に対する取組意欲、コンサルティング成果の活用方法等について審査を行い、採択企業等1者を決定します。なお、必要に応じて、応募申請書等の内容について確認する場合があります。

採択結果については、各申請者宛てに通知します。また、支援確定後、一般社団法人中部産業連盟から支援のスケジュール等について別途連絡します。

5 応募条件

以下の（１）～（１０）について同意する中小企業等とします。

- （１）県税の滞納又は未申告がないこと。
- （２）本事業の費用は無料とするが、交通費等が発生する場合は自らが負担すること。
- （３）支援が確定した場合は、応募申請書の記載の内容について、一般社団法人中部産業連盟に情報提供されることに同意すること。
- （４）本事業において、コンサルティング支援及び支援結果報告会を受けること。
- （５）本事業の実施に当たり、一般社団法人中部産業連盟から依頼を受けた場合は、最大限協力すること。
- （６）本事業において、愛知県及び一般社団法人中部産業連盟に提供された企業情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、愛知県及び一般社団法人中部産業連盟が使用することに同意すること。
- （７）愛知県から、本事業の支援対象企業等として企業等の名称、業種及び本事業により得られた成果等の愛知県 Web サイトや広報紙等への掲載の依頼を受けた場合は、最大限協力すること。
- （８）本事業結果を基にハンドブックを作成し、他の中小企業等へ配布することとしているため、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、本事業結果をハンドブックへ掲載することに同意すること。
- （９）本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合があること。
- （１０）中小企業等及びその役員等は、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止すること。